

---

# 春日井市役所地球温暖化対策行動指針

## 2024-2030

---



令和6年3月 環境部環境政策課

(令和8年3月 一部改訂)

# 目次

1	指針策定の背景と趣旨	1
2	前指針の実施状況	2
3	基本的事項	4
4	温室効果ガス排出量の削減目標	5
5	温室効果ガス削減に向けた取組み	6
6	推進体制・公表	8

## 1 指針改定の背景と趣旨

本市では、2019年（平成31年）3月に、「春日井市役所地球温暖化対策行動指針（2019-2030）（以下、「市役所行動指針」という。）」を改定し、各部局連携のもと、温室効果ガス排出量の抑制・削減に向けた職員の行動に関する取組みの継続や、公共施設における省エネ設備の導入などの取組みを進めているところです。

このような中、国において、2020年（令和2年）10月に脱炭素社会の実現を目指すため、「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、また、2021年（令和3年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策実行計画」では、地方公共団体の事務事業に含まれる業務その他部門において、「2030年（令和12年）度エネルギー起源二酸化炭素排出量を2013年（平成25年）度比で51%削減する」という目標が掲げられました。これを踏まえ、「政府がその事務事業及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」が策定されました。

地球温暖化の進行に伴い、自然災害が頻発し、気候変動への危機意識が高まるなか、本市では、地球温暖化に正面から向き合うこととして、2021年（令和3年）6月に「ゼロカーボンシティ かすがい」を宣言いたしました。また、2023年（令和5年）3月には春日井市地球温暖化計画を改定し、本市の温室効果ガス排出量を2013年度比で、2030年度に26%から46%削減する目標を掲げたところです。

市役所は、市内でも大規模な温室効果ガスの排出事業者であり、地球温暖化対策実行計画に定める目標達成に向け、率先的・積極的に温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があることから、市役所行動指針を見直すこととしました。

今後、本指針に基づき、また、政府実行計画の趣旨を踏まえ、各部局連携のもと、温室効果ガス排出量の抑制・削減に向けた職員の行動に関する取組みの継続や、公共施設における省エネ設備の導入を図るとともに、本市の取組みを市民、事業者に展開し、市域における温室効果ガス排出量の削減を推進してまいります。

## 2 前指針の実施状況

### (1) 前指針の目標

市が行うすべての事務事業及び施設について、対象とする温室効果ガスを二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とし、次のとおり目標を設定しました。

表1 前指針の基本的事項

計画期間	2019年（平成31）度から2030年（令和12）年度
基準年度	2013年（平成25年）度
目標年度	2030年（令和12年）度
削減目標	35%

### (2) 温室効果ガスの排出状況と今後の課題

#### ア 温室効果ガスの排出状況

##### (ア) 温室効果ガス排出量の推移

図1のとおり、基礎排出係数<sup>\*1</sup>を用いて算出した温室効果ガス排出量（基礎）は近年増加傾向にあります。2022年（令和4年）度においては、基準年度排出量62,198t-CO<sub>2</sub>と同程度となっています。なお、調整後排出係数<sup>\*2</sup>を用いて算出した温室効果ガス排出量（調整後）では、2021年（令和3年）7月から一部の公共施設へクリーンセンターのカーボンフリー電力等を供給開始したことから、2022年度は8,055t-CO<sub>2</sub>、14.9%減少となっています。

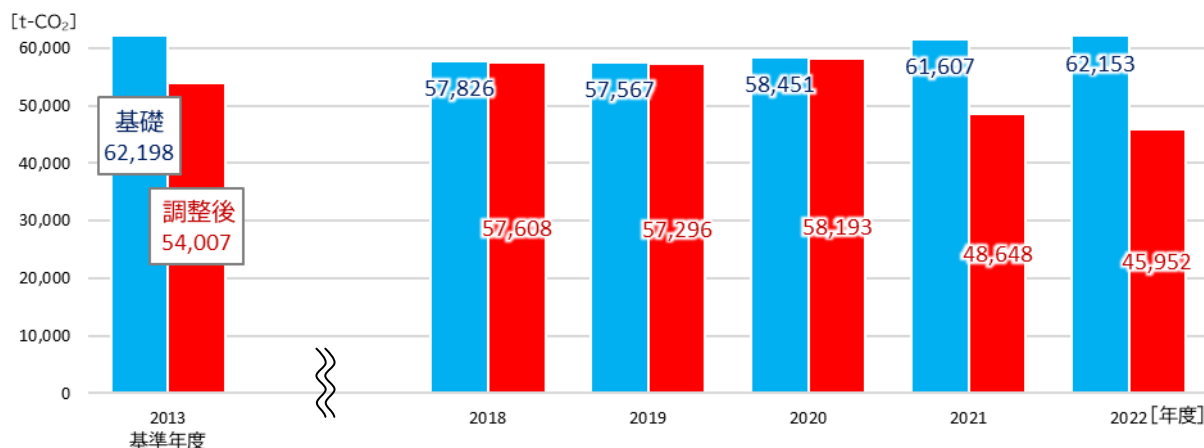


図1 温室効果ガス排出量の推移

\*1 基礎排出係数：電気事業者が供給（小売り）した電力の発電に伴い排出された二酸化炭素の量（以下「基礎二酸化炭素排出量」という。）を指し示す数値。

[基礎二酸化炭素排出量 (t-CO<sub>2</sub>) ] ÷ [販売電力量 (kWh) ]

\*2 調整後排出係数：基礎二酸化炭素排出量に排出クレジット、固定価格買取制度に伴う調整等を反映させた二酸化炭素の量を指し示す数値。

### (イ) 一般廃棄物の焼却を除く温室効果ガス排出の推移

図2のとおり、基礎排出係数を用いて算出した温室効果ガス排出量（基礎）では、近年増加傾向にあります。2022年度は基準年度と比較すると、3,540 t-CO<sub>2</sub>、8.5%減少、また、調整後排出係数を用いて算出した温室効果ガス排出量（調整後）では、11,550 t-CO<sub>2</sub>、34.7%減少となっています。

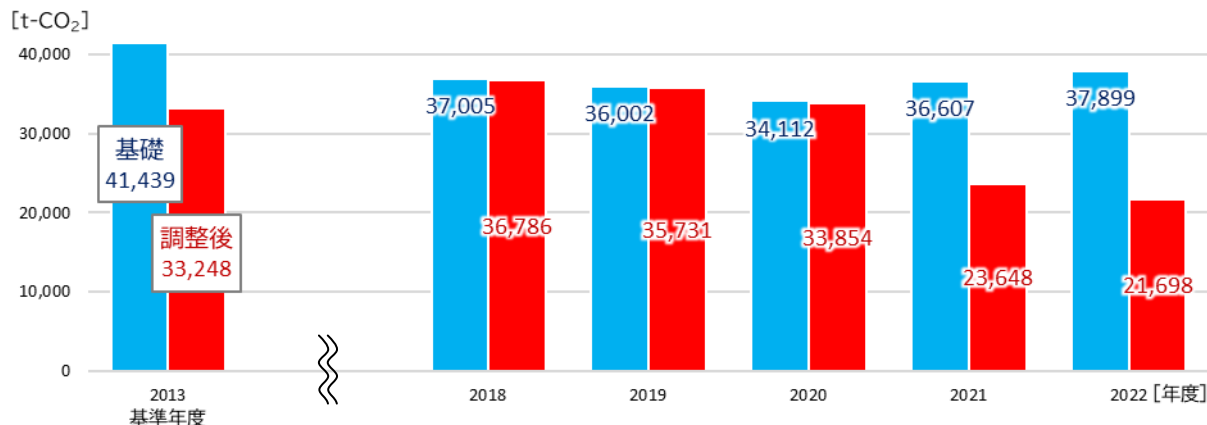


図2 温室効果ガス排出量の推移（一般廃棄物の焼却に伴う排出を除く）

### (ウ) 一般廃棄物の焼却から排出される温室効果ガス排出量の推移

図3のとおり、一般廃棄物の焼却に伴い排出される温室効果ガス排出量は、近年増加傾向にあり、2022年度については、クリーンセンターで焼却される廃プラスチック量が増加したため、基準年度 20,759 t-CO<sub>2</sub> に対し、3,495 t-CO<sub>2</sub>、16.8%増加となっています。

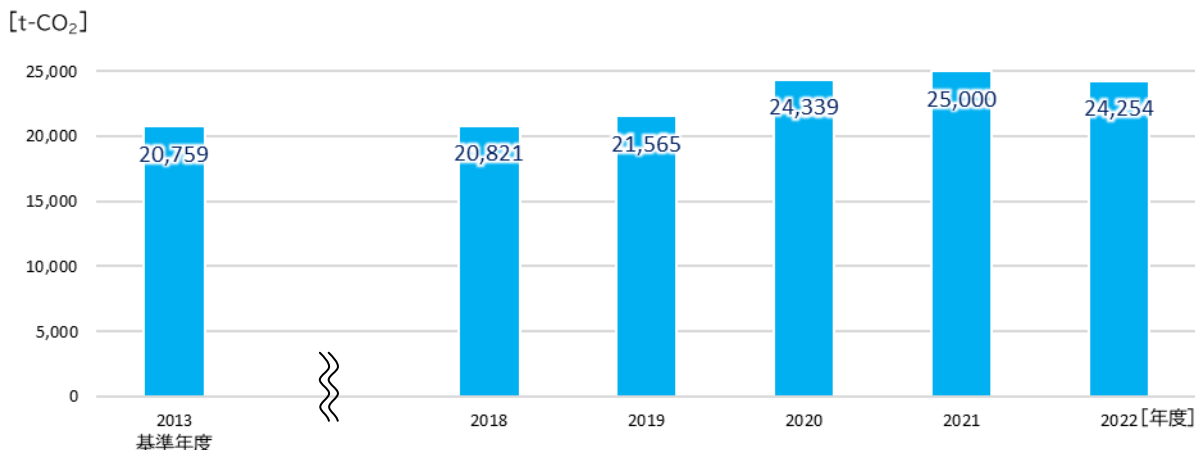


図3 一般廃棄物の焼却から排出される温室効果ガス排出量の推移

### イ 今後の課題

温室効果ガス排出量は、各施設の稼働に伴うエネルギー使用量の変動、家庭から排出される一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却量等により大きく左右されます。職員の一人一人の省エネ行動や設備の運用改等をより一層推進するとともに、ごみの減量と資源化に努める必要があります。

### 3 基本的事項

#### (1) 指針の位置付け

本指針は、環境行政の基本方針を示す「春日井市環境基本計画 2022-2030」の下位計画に位置付けられ、春日井市生活環境の保全に関する条例第 12 条を具体化するものです。また、市全域を対象とした温室効果ガス削減計画である「春日井市地球温暖化対策実行計画 2023-2030」とあわせて、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

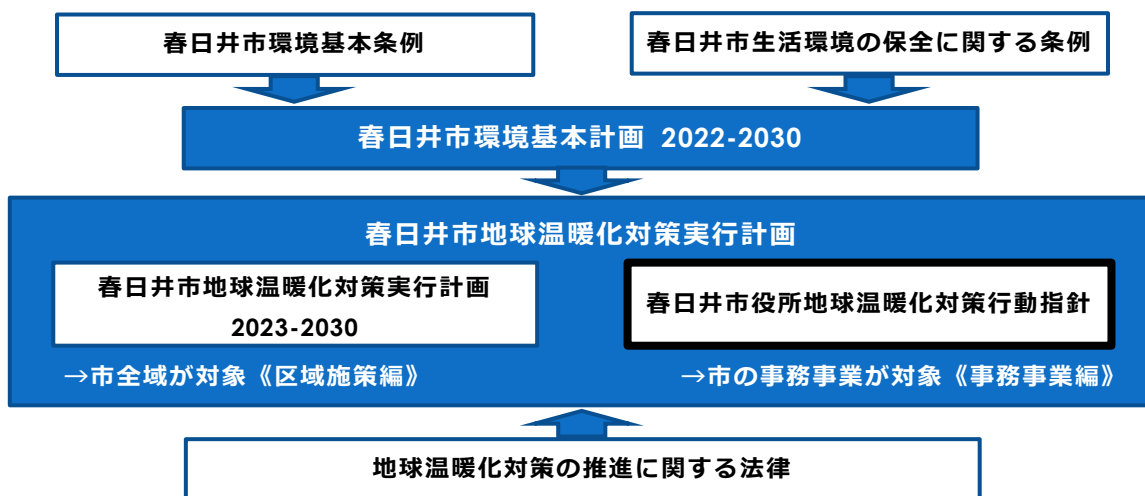


図 3 指針の位置付け

#### (2) 期間

2024 年度から 2030 年度

#### (3) 対象とする温室効果ガス

本指針では、温対法第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスのうち、本市の事務事業により排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象とします。

表 2 対象とする温室効果ガスと排出源

二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源 → 燃料の使用、電気、熱の使用に伴うもの
	非エネルギー起源 → 一般廃棄物の焼却に伴うもの

※メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は全体の排出量に占める割合が低いいため対象外とします。

#### (4) 対象範囲

対象範囲は、市が行うすべての事務事業及び施設を対象とし、春日井小牧看護専門学校管理組合を共同策定者とします。なお、他者への委託等により行う事務事業については、対象から除外しますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請していきます。

## 4 温室効果ガス排出量の削減目標

### (1) 目標設定の考え方

ア エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（公用車を除く）を 51%削減

市の事務事業に伴い排出されるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、春日井市地球温暖化対策実行計画 2023-2030 の「業務その他部門」の削減目標と整合を図ります。

イ 公用車起源 CO<sub>2</sub> を 35%削減

市公用車の燃料使用に伴い排出されるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、春日井市地球温暖化対策実行計画 2023-2030 の「運輸部門」の削減目標と整合を図ります。

表 3 基準年度の二酸化炭素排出量と削減目標の関係（エネルギー起源）

ガス種		燃料等種別	基準年度（2013）排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	目標排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減目標	
エネルギー起源	施設	ガソリン	4,165	<b>40,564,167</b> <b>(32,373,646)</b>	<b>19,876,442</b> <b>(15,863,087)</b>	51%
		灯油	1,011,343			
		軽油	20,699			
		A 重油	763,947			
		LPG	44,414			
		都市ガス	9,164,990			
	電気	29,554,609				
公用車	ガソリン、軽油	874,826	<b>874,826</b>	<b>568,637</b>	35%	
合計			<b>41,438,993</b>	<b>20,445,079</b>	51%	

※表中の（ ）は調整後排出係数を用いて算出した温室効果ガス排出量になります。

ウ 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>（公用車を除く）を 5.1%削減

非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、一般廃棄物の中のプラスチックの焼却に依るものが大きな割合を占めており、ごみの減量や資源化率の向上が重要となります。

非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減目標については、2024 年 3 月に改定した「春日井市一般廃棄物処理基本計画（計画期間 2024 年度～2033 年度）」に基づき、基準年度を 2022 年とし、整合を図ります。

表 4 基準年度の二酸化炭素排出量と削減目標の関係（非エネルギー起源）

ガス種	基準年度（2022）排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	目標排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減目標
非エネルギー起源	<b>24,254,230</b>	<b>23,019,850</b>	5.1%

## 5 温室効果ガス削減に向けた取組み

### (1) 基本方針

2023年3月に改定した春日井市地球温暖化対策実行計画 2023-2030 に基づき、市は一事業者として、第6章に掲げる削減目標（業務その他部門、51%削減）を達成するため、事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた率直的・積極的な取組みを推進していきます。

また、政府実行計画の趣旨を踏まえ、費用対効果や施設の実情に応じて公共施設への太陽光発電設備の導入や公用車の電動車の転換を検討してまいります。

なお、取組みの実施にあたっては、既に生じている気候変動の影響（猛暑日の増加等）に対処するため、来庁者や職員の健康影響にも配慮することとします。

### (2) 具体的取組み

#### ア 職員の行動に関すること

<b>① 電気使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・クールビズ、ウォームビズの実施</li><li>・クールシェア、ウォームシェアの実施</li><li>・クールシェアスポットの設置</li><li>・執務開始前、帰庁時、使用していない会議室等の消灯の徹底</li><li>・ノー残業 DAY の徹底による時間外業務の削減</li><li>・近隣階への階段利用の実施（2 UP- 3 DOWN）</li><li>・会議開始前の必要以上の予冷暖房の禁止及び会議終了後の即時停止</li><li>・パソコン等 OA 機器の不使用时の電源オフ・節電モードの実施の徹底</li><li>・使用しない電気機器の電源プラグ引き抜き徹底</li><li>・空調吹き出し口や窓際の風の流れの付近に荷物を置かない</li><li>・ブラインドやカーテン、緑のカーテンを利用した日射の遮へい</li></ul>
<b>② 公用車燃料使用量の削減</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・エコドライブの徹底</li><li>・タイヤの空気圧調整など公用車の定期的な整備の実施</li><li>・出張時の公共交通機関の利用や近隣への徒歩移動、自転車の使用促進</li></ul>
<b>③ ごみ減量と資源化の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの分別の徹底</li><li>・使い捨て製品の使用や購入の自粛、マイボトル、マイカップの使用</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品等の必要数量の発注と在庫管理 (使用期限切れによる廃棄の防止)</li> </ul>
④ 水道使用量の削減
⑤ その他 ※温室効果ガスの削減とは直接の関係はないが環境配慮行動として取組む
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用紙類(コピー用紙、封筒等)の使用の削減</li> <li>・ グリーン調達計画に適合する物品の購入</li> </ul>

## イ 設備の更新・運用改善に関すること

① 電気・ガス使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの導入</li> <li>・ クリーンセンター発電電力の活用</li> <li>・ LED 照明の導入</li> <li>・ 空調機器やボイラー等の高効率化、省エネ化</li> <li>・ 電力デマンド監視システムの導入</li> <li>・ 遮熱カーテンや複層ガラスの導入</li> <li>・ エネルギー効率の高い OA 機器等の導入</li> <li>・ 電気使用量の対前年実績の把握と要因の分析</li> <li>・ 空調機器の適正管理(室温目安:夏季 28℃、冬季 19℃)</li> <li>・ 需要の少ない日、時間のエレベーター稼働の一部停止</li> <li>・ 照明時間の制限、使用頻度の少ない場所の間引き</li> <li>・ 照明機器、空調機フィルター等の定期的な清掃と交換</li> <li>・ 緑のカーテンの設置</li> <li>・ 「見える化ラベル」の掲示による省エネ行動の呼びかけ</li> </ul>
② 公用車燃料使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低燃費車両の導入</li> <li>・ 燃料使用量の対前年実績の把握と要因の分析</li> <li>・ 公共施設への電気自動車充電設備の導入検討</li> </ul>
③ 水道使用量の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節水コマ、自動水栓の導入</li> <li>・ 節水型トイレ、流水擬音装置の導入</li> </ul>
④ その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Jクレジット制度を活用したカーボンオフセット</li> </ul>

## ウ 検討・実施する取組み

事務事業編における取組みについては、政府実行計画に基づき実施する取組みを率先的に行うことされている。今後、市の予算や施設の実情等に応じて、政府実行計画に盛り込まれた取組内容を検討・実施していくこととする。

【政府実行計画に盛り込まれた主な取組内容】

- ・ 太陽光発電の最大限の導入
- ・ 新築建築物の ZEB 化
- ・ 電動車、LED 照明の導入徹底
- ・ 積極的な再エネ電力調達等

### 新計画に盛り込まれた主な取組内容

#### 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。



#### 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を行った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを行った建築物

#### 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

#### LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

#### 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

#### 廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

※政府実行計画抜粋

## 6 推進体制・公表

### (1) 推進体制

温室効果ガスの削減に向けて取組みの実施状況を点検・検証し、目標達成に向けた全庁的な取組みの徹底を図ります。

また、点検結果や対策技術の発展等の変化、社会経済情勢等を踏まえて、必要に応じ見直しを行います。

### (2) 公表

指針の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）について、毎年度進捗状況を取りまとめたうえで、市ホームページ等により公表します。